

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十一号

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（事業所の範囲）                      第七十三条 条例第百条第一項の規則で定める事業所は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十三条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等とする。</p>			
<p>第七十六条 削除</p>			
<p>（事業所の範囲）                      第七十三条 条例第百条第一項の規則で定める事業所は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条の四第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等とする。</p>			
<p>（受理書）                      第七十六条 知事は、条例第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十五条、第二十七条、第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の届出を受理したときは、別記様式第二十四号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p>			
<p>別表第八（第二十一条関係）                      水質関係有害物質の規制基準</p>			
番号	水質関係有害物質の種類	許容限度	
五	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム	
備考	(略)	(略)	(略)
<p>別表第八（第二十一条関係）                      水質関係有害物質の規制基準</p>			
番号	水質関係有害物質の種類	許容限度	
五	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム	
備考	(略)	(略)	(略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第24号 削除	様式第24号 (第76条関係)



十五年広島県条例第三十五号) 第二条第八号に規定する汚水等関係特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する同条第十二号ロに規定する汚水等関係特定事業場の排出水の六価クロム化合物についての排水基準は、この規則の施行の日から六月間は、この規則による改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。